

国民スポーツ大会第４７回四国ブロック大会 補助対象経費基準表

対象科目	支出基準	基準（上限）	提出する証拠書類	備 考
謝 金	医師（源泉徴収税含む）	50,000円／日	・謝金支給者名簿(兼)支出明細表（様式7-4） （受領者の氏名、金額等が一覧になっているもの） ・領収書（または銀行振込伝票） ※可能な限り、銀行振込で支払うこと。 ※訂正部分に二重線を引き、以下のとおり押印の上、訂正すること。 ①金額部分：実行委員会印or競技団体印＋本人印 ②支給年月日や本人記入部分：本人印 ③その他：実行委員会印or競技団体印 ・報酬・料金等の所得税徴収高計算書（写）領収証書 ※個人に支払う場合で、源泉徴収を行った場合のみ	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・領収書は住所、氏名を記入すること。 ※住所、番地、氏名を自筆する場合は捺印不要。それ以外は捺印必要。 ・謝金については日額9千円以下の場合、源泉徴収税額表の丙欄を適用することができる。 ・基準上限額を超えた場合は、超過分を対象外とする。 ・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 ・「日当」は対象外とする。 ・謝金は必ず支給対象個人に振込むこととし、学校や顧問等への一括振込は対象外とする。
	看護師（源泉徴収税含む）	14,000円／日		
	審判員、運営役員等（源泉徴収税含む）	9,000円／日		
印刷製本費	大会を実施する上で直接必要な印刷物（実施要項、競技別プログラム、報告書、ポスター、パンフレット、チラシ等）	実費	・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） ※単価・部数の明細がないものは不可	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 ・印刷製本費として計上した印刷物については、現物を提出すること。 ・1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・コピー代は対象外とする。 ・JKA補助事業である表示がない印刷物の経費は対象外とする。 ・印刷業者に依頼した経費に限る。 ※作成物配布先等一覧を添付すること。
会場費	会場借上げ、会場設営等、会場使用に関わる経費	実費	<会場借上げ> 施設所有者（管理者）が発行する ・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの ※使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。 ・領収書（または銀行振込伝票）	・宛名は、競技団体名とする。 ・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。 ・証拠書類は、「使用月日」及び「ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 例：「但し、令和8年〇月〇日、国スポブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」 ・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。 ※明細が不明な場合は対象外とする。 ・看板代等は、作成した看板にJKA補助事業であることの表示がない場合は対象外とする。 ・看板等作成した場合は、看板の写真を提出すること。 ・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 ※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・備品（イス、机等）は、機材・備品借上料に計上する。 ・光熱費（冷暖房代）は対象とする。
			<会場設営等> ・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票）	
機材・備品借上料		実費	・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票）	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。ただし、会場備え付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。 ※やむを得ず3社見積もりができない場合は、理由書を提出すること。

対象科目		支出基準	基準（上限）	提出する証拠書類	備 考
旅 費	交通費	審判員、運営役員等の交通費 （タクシー代は不可とする）	実費	・領収書（または銀行振込伝票） ※公共交通機関もしくは高速道路を利用した場合のみ ・交通費支給者を旅費明細書に記入すること（押印の必要はなし）	・県内審判員等の自動車利用の場合、37円/kmで計算する。 ・距離の算出方法は、インターネット等のルート検索を使用し、<u>往復の距離を算出してから、小数点以下を切り捨てる</u>。算出に使用したルートについては、プリントアウトして提出すること。 ・高速道路を利用した場合は、領収書もしくはETC利用証明書を添付すること。 ・県外からの審判員等の交通費は、公共交通機関利用料金は実費計算とするが、自動車利用の場合は37円/kmで計算する。 ・距離の算出方法は、県内審判員等と同様とする。
	宿泊費	審判員、運営役員等の宿泊費	12,500円 （1泊2食）	・宿泊先の発行する領収書 ・宿泊者を旅費明細書に記入すること（押印の必要はなし）	・宿泊費が基準額12,500円（上限額）を超えた差額は、競技団体負担とする。 ・12,500円以内（1泊2食）、11,000円以内（1泊朝食）、10,000円以内（素泊） ・宿泊先で朝食、夕食が準備できない場合は、朝食1,000円、夕食1,500円以内での食事可。 ・食事は原則宿泊先でとり、宿泊先で食事がとれず違う所で食事をとった場合は、利用施設代表者発行の領収書を添付すること。
消耗品費		競技用消耗品、事務用消耗品等	実費	・業者の発行する領収書（または銀行振込伝票） ※品名・単価・数量等の明細がないものは不可	・領収書宛名は競技団体名とする。
通信運搬費		連絡用切手代等	実費	・業者の発行する領収書（または銀行振込伝票） ※単価・枚数等の明細がないものは不可	・領収書宛名は競技団体名とする。
手数料		振込に係る手数料	実費	・業者の発行する領収書（または銀行振込伝票）	・領収書宛名は競技団体名とする。

<共有事項>

提出物	内容（詳細）	証拠書類	留意事項	補足事項
写 真	以下2種類 ・総開会式や各競技会場の風景 ・競輪の補助事業であることが示されている看板や掲示物	・カラー写真 ※全競技（会場）分 ※jpegデータおよび紙媒体	・競輪の補助事業であることが示されている掲示物等を全競技会場に掲示し、各競技会場掲示していたことが分かる写真を提出すること ・該当競技の対象経費が0円となる場合でも、2種類の写真を提出すること。	・全競技分における「競輪の補助事業であることが示されている掲示物等」の掲示が確認できる写真の提出が確認できる写真の提出がない場合は、助成金満額支給とならない恐れがある。